

平成25年度  
(第34期事業年度)  
事業計画

JAFBIC

一般社団法人日本食品・バイオ知的財産権センター

# 平成25年度事業計画

本年のわが国は、昨年末に誕生した自民党・安倍政権の掲げる『成長による富の創出』を図る経済・財政政策（『アベノミクス』）により、長年、日本経済が苦しめられていたデフレからの脱却、経済再生への道を歩み出し、産業界においても技術力向上や新産業の育成を通じて国際競争力の回復と成長を図ろうとしています。

このような状況のなか、当法人は、食品・バイオに係る知的財産権の保全及び利用の促進を図り、知的財産権制度の適正な運営に資するとともに、国民経済並びに会員事業の発展に寄与するため、以下の事業を展開いたします。

また、会員企業ならびに知的財産権を取り巻く環境変化に対応しつつ、基盤強化のため普及企画委員会を中心として広く会員の拡大を図るとともに、会員、特許庁並びに関連団体のご意見を取り入れて、事業活動の拡大・充実に努めます。

## 1. 主要会議

### (1) 定時総会

開催予定日 平成25年6月21日（金）

- 主要議題
- ・平成24年度事業報告及び同決算報告の審議
  - ・「総会運営規則」、「入会及び退会規程」、「会費規程」の改定に関する審議
  - ・理事及び監事の任期満了に伴う改選に関する審議
  - ・平成24年度公益目的支出計画実施結果の報告
  - ・平成24年度第3回通常理事会で承認を得た平成25年度事業計画及び同予算計画の報告

### (2) 通常理事会

開催予定と主要議題

**第1回通常理事会** 平成25年5月27日（月）

- ・総会に上程する平成24年度事業報告（案）及び同決算報告（案）に関する審議
- ・内閣府に提出する平成24年度公益目的支出計画実施報告書（案）に関する審議
- ・理事及び監事の改選に伴い、総会に上程する新理事・監事候補者（案）に関する審議
- ・その他、総会に上程する議案に関する審議

**第2回通常理事会** 平成25年6月21日（金） （総会終了後開催）

- ・代表理事（会長・副会長・理事長）及び業務執行理事（専務理事）並びに常任理事の選任に関する審議

**第3回通常理事会** 平成25年10月24日（木）～25日（金）  
又は10月25日（金）～26日（土）

- ・平成25年度上半期経過報告
- ・平成25年度上半期収支状況と見通しについての報告

**第4回通常理事会** 平成26年3月14日（金）

- ・平成26年度事業計画（案）及び同予算計画（案）に関する審議

### **(3) 全体委員長会議**

開催予定日 平成26年1月17日（金）

主要議題 ・各委員会の次年度活動計画の調整

※ この他、必要に応じて、臨時会議を開催いたします。また、議題については、上記主要議題の他にも、必要に応じ、随時、所要の議案を上程いたします。

## **2. 食品・バイオに係る知的財産権に関する調査及び研究**

- (1) 特許委員会 委員長は未定  
委員会、特別研究部会、グループ活動
- (2) 意匠委員会 委員長は未定  
委員会活動
- (3) 商標委員会 委員長は未定  
委員会、商標実務研究部会、海外商標実務研究部会活動
- (4) 関西委員会 委員長 林 健太郎（白鶴） 新任  
委員会、特許グループ活動、商標グループ活動
- (5) 模倣品対策委員会 委員長は未定  
委員会活動

## **3. 食品・バイオに係る知的財産権に関する資料の収集及び提供**

### **(1) 商標出願抄録速報の提供及び調査**

#### **イ、商標出願抄録速報の提供**

特許庁の提供する「公開・国際商標公報（インターネット）」から編集した「商標出願抄録速報（商品：第29類～第33類）」及び「商標出願抄録速報（役務：第35類～第45類）」の提供事業は当センターの主力事業のひとつですが、企業購読者が減っており、新たな利用者の発掘に努めます。

なお、財団法人生活用品振興センターの了承を得て、本年1月より当法人会員限定で国際商標分類第5類についても、提供を始めております。

25年度計画数	140組（24年度実績 136組）
---------	-------------------

ロ、調査関係

- ・ 商標指定商品の調査
- ・ 商標指定役務の調査

**(2) 「食品・バイオ技術情報」の提供**

食品に係る特許出願公開公報の要約集「食品・バイオ技術情報」は、会員、非会員への特許情報提供として価値ある事業であり、かつ、一般社団法人としての継続事業のひとつとして、購読者の増加を図ります。

年 度	会 員	非会員	計
24年度提供数	30組	3組	33組
25年度計画数	29組	3組	32組

**(3) 特許公報抄録集の提供**

24年度提供数	11組
25年度計画数	11組

**(4) 「拒絶文字商標集」、「食品商標審決抄録集」の提供**

知的財産権の普及・啓蒙の一環として、平成19年発行の「拒絶文字商標集」（第9巻）に続き、昨年10月に発行した第10巻の販売促進に努めます。

また、過去の審決紹介を編集した「食品商標審決抄録集」については、平成19年度発行の第1巻、同21年度発行の第2巻、並びに同23年度発行の第3巻の販売促進に努めます。

**(5) 機関誌「食品特許」の提供**

機関誌編集委員会 委員長 村上 斎（理研ビタミン）

当法人の機関誌として、知的財産情報の提供、知的財産意識の醸成、広報活動とその内容の充実に努めます。

発行回数	6回／年間
委員会開催回数	6回／年間

1回の発行部数	約300冊							
	提供内訳：							
	<table border="0"> <tr> <td>会員など</td> <td>246冊,</td> <td>国会図書館</td> <td>1冊</td> </tr> <tr> <td>特許庁</td> <td>34冊,</td> <td>その他</td> <td>19冊</td> </tr> </table>	会員など	246冊,	国会図書館	1冊	特許庁	34冊,	その他
会員など	246冊,	国会図書館	1冊					
特許庁	34冊,	その他	19冊					

#### 4. 食品・バイオに係る知的財産権に関する講演会の開催

講演会準備委員会 委員長 加藤 正樹（日清食品ホールディングス）

年度	区別	第1回	第2～5回	計
25年度		4月16日	未定	
参加計画数	会員	35名	140名	175名
	非会員	5名	20名	25名
計		40名	160名	200名

第1回講演会は「発明の日（4月18日）」協賛行事とし、平成25年4月16日（火）に開催予定です。

なお、当法人は平成22年度より日本弁理士会の継続研修の認定外部機関となっておりますので、上記講演会は、いずれも日本弁理士会に提出する年間実施計画に計上しております。

#### 5. 食品・バイオに係る知的財産権に関する指導相談

主として会員企業からの知的財産権に関する一般的相談に応じます。また、弁護士や弁理士の専門的な知識が必要な場合には、賛助会員の弁護士や弁理士を紹介します。

#### 6. 食品・バイオに係る知的財産権に関する係争事件解決の仲裁及び調停

会員が絡む係争事件に関しては、当事者からの申し出があった場合、ケース・バイ・ケースで対応いたします。なお、下記機関の利用も斡旋します。

- ①「日本知的財産仲裁センター」（日本弁理士会と日本弁護士連合会とが共同で設立した知的財産の紛争処理等を行なうADR（裁判外の紛争解決手段）機関）
- ②「知的財産支援センター」（日本弁理士会が運営する、知的財産権に係る情報提供・無料相談などの支援活動を行う機関）

#### 7. 食品・バイオに係る知的財産権に関する行政に対する協力

普及企画委員会 委員長 重兼 彰夫（森永乳業）

- (1) 食品、バイオに関する事業内容を広くPRし、加入の促進を図ります。

平成25年度 新会員の加入促進目標

正会員 3会員

賛助 会員	3 会員
計	6 会員

(2) 特許庁と連携しながら会員の知的財産意識の醸成、特許管理体制の強化を図り、特許行政への協力を行います。

- ・ 「特許審査の迅速化・効率化」「企業の知財管理の促進」などの広報活動協力
- ・ 経済産業省 産業構造審議会 知的財産政策部会 商標制度小委員会に、前年度に引き続き、委員を派遣する予定です。
- ・ 特許庁審判部主催 審判実務者研究会に、委員を派遣する予定です。
- ・ 特許庁の要請により制度改正、条約加盟、基準の改定等の各種意見交換会に対応し、行政への協力を行います。

## 8. 優秀発明者の推薦

優秀発明推薦委員会 委員長 古池 俊彦（江崎グリコ）

[推薦対象の賞・褒章]

### (1) 知財功労賞受賞候補者の推薦

特許庁表彰の『知財功労賞』受賞候補者を推薦します。「産業財産権制度関係功労者表彰」及び「産業財産権制度活用優良企業等表彰」を総称し、産業財産権制度の普及促進と適正な実施に貢献のあったものを表彰する制度です。

### (2) 文部科学大臣賞受賞候補者の推薦

- ① 科学技術功労者
- ② 研究功績者
- ③ 科学技術振興功績者
- ④ 科学技術普及啓発功績者

①～④は、食品に係る科学技術及びその普及啓発について、優れた功績・成果を挙げられた方々を皆様から推薦頂き、本委員会で取りまとめの上、特許庁経由で文部科学省へ推薦します。

- ⑤ 注目発明者表彰（文部科学省選定）

国民的関心を喚起する必要がある発明を注目発明として、推薦します。

### (3) 黄綬、紫綬、及び藍綬褒章受賞候補者の推薦

科学技術に係る黄綬、紫綬、及び藍綬褒章表彰で、文部科学省の表彰要領に従い、推薦します。

### (4) 食創会「安藤百福賞」受賞候補者の推薦

食品産業の向上及び発展に寄与した技術について、優れた功績を挙げられた方々を会員企業・法人から推薦頂き、本委員会で取りまとめの上、食創会へ推薦します。

#### **(5) (公社) 発明協会「全国発明表彰」・「地方発明表彰」受賞候補者の推薦**

科学技術の向上と産業の振興に寄与することを目的に設けられている表彰で、優れた功績を挙げられた方々を会員企業・法人から推薦頂き、本委員会で取りまとめの上、発明協会の表彰要領に従い、発明協会へ推薦します。

特に、地方発明表彰は、各地方において優秀な発明、考案、意匠を完成された方々、発明等の実施化に尽力された方々、発明等の指導、奨励、育成に貢献された方々の功績を称え、顕彰するものです。

### **9. その他**

#### **(1) 産学連携による知的財産支援業務**

平成21年度からの新たな活動として、産学連携による知的財産の創造・取得・活用に向けた支援活動を行ってまいりました。現在までのところはまだ、目立った成果は得られておりませんが、若干明るい兆しも見えてきておりますので、今後の経済情勢などを勘案してその取り組みを若干縮小するものの、本年度も引き続き進めて参ります。

#### **(2) ウェブサイトの充実**

当法人のウェブサイトへアクセスする不特定多数の人に配慮して、透明性および公益性を高めるべく、必要なデータを逐次更新して掲載します。

以上